

医政メモ Q&A

国家戦略特区とその問題点

Q：国家戦略特区とは何ですか。

A：6月14日に「日本再興戦略」が閣議決定され、その中で「内閣総理大臣主導で国の成長戦略を実現するため、大胆な規制改革等を実行する突破口として『国家戦略特区』を創設する」とされました。

また、国家戦略特区では「国・自治体・民間の各主体が対峙するのではなく三者一体となって取り組む案件であって、これまでの特区では実現が期待できなかった、世界からの投資を惹きつける程度にインパクトのあるものに限って対象とし、スピード感を持って実現していく」とされています。

具体的な制度設計については、5月9日に国家戦略特区WGが設置され、その中で検討されることになりました。

Q：国家戦略特区で医療に関してはどのようなことが行われるのですか。

A：10月18日に、第6回の同WGが開催され、国家戦略特区において検討すべき規制改革事項等が決められました。

医療では、「国内外の優れた医師を集め、最高水準の医療を提供できる、世界トップクラスの『国際医療拠点』を作り、国内に居住・滞在する外国人が安心して医療を受けられることはもとより、世界中の人たちがそこで治療を受けたいと思うような場所にする」としています。

その上で、「特区内で『国際医療拠点』として相当の外国人患者の受け入れを見込む医療機関について、高度の医療水準の確保を条件として、以下の規制改革を認める」としています。1) 国際医療拠点における外国医師

の診察、外国看護師の業務解禁、2) 病床規制の特例による病床の新設・増床の容認、3) 保険外併用療養の拡充、がそれに当たります。

さらに、医学部の新設について、「関係省庁と連携の上、検討する」ことが明記されています。

また、この方針で盛り込まれた6項目（医療、雇用、教育、都市再生・まちづくり、農業、歴史的建築物の活用）のうち、医療がまず第1番目に取り上げられていることから、政府の医療に対する規制改革を重視する姿勢が見て取れます。

Q：国家戦略特区が導入されると、どのような問題がありますか。

A：保険外併用療法（いわゆる混合診療）の拡充は、患者の選択肢が増え、医療提供者側も様々な技術を提供できるため一見問題がないように思われるかもしれませんが。

しかし、現在の医療保険制度でも、混合診療はすでに認められています。一定の安全性・有効性が確認された先進医療（新しい技術、医薬品、医療機器等）は、公的医療保険に組み入れることを前提に「評価療養」として混合診療をすることが認められているのです（ここでは省きますが、「評価療養」のほかにも「選定療養」が認められています）。

現在の保険外併用療養の範囲を広げると、安全性や有効性が確認されていない技術や治療が行われ、医療の質や安全が確保できなくなる恐れがあります。また、保険収載を前提とせずに混合診療を認めると、それら新規技術や医薬品の保険収載が行われなくなり、将

来的に公的医療保険の給付範囲が縮小され、公的医療保険の下では十分な医療が提供できなくなってしまう。

現に、歯科では昭和51年に一部混合診療が解禁されましたが、その後、新たな保険収載はほとんど行われておらず、保険診療点数も低く抑えられている現状があります。もし保険外併用療養が拡充されれば、医科も同じ結果になってしまいます。

医学部新設に関しては、教員の確保のために、特区外からも医師を引き上げる必要があります。また、地域医療の崩壊につながる恐れがあります。また、医師養成数はすでに増員されており医師数の確保には一定のめどが立っています。また、医学部の新設は将来の人口減少等の社会の変化に対応した柔軟な見直しが行いにくくなる問題もあります。

また、ここでは詳しくは触れませんが、外国人医師や看護師に日本での業務を認めること（いわゆるクロスライセンス）に関して、日本の医療に大きな影響を与えると考えられます。

Q：TPP参加による懸念もあるようですが。

A：TPP参加により、米国は混合診療の全面解禁を求めないとされていますが、今後、米国からの要求と国内の規制改革の動きが相まって、保険外併用療養の拡大、混合診療の全面解禁が一気に加速する恐れがあります。また、国をまたいで医師や看護師の資格を認めるクロスライセンスも、TPP参加による問題と考えられていた事項の一つです。ご指摘の通り、TPP参加による医療に関する懸念事項が、今回の国家戦略特区が進められることによりさらに加速することは事実です。

また、TPPには、一度規制を緩和すると、元に戻すことができないとする条項が組

み込まれる可能性が大きく、一度誤った方向への舵取りが行われてしまえば、取り返しのつかない結果になる可能性があります。

Q：国家戦略特区に限った動きであれば問題はないのでは。

A：国家戦略特区WGの議論では、「対象地域は可能な限り広く、わかりやすい形で設定する」との意見が出されています。特区というと、ごく限られた地域を思い浮かべがちですが、我々の想像を超える広範囲が指定される可能性があります。

また、「国家戦略特区の効果を、全国レベルに拡大する」との議論は繰り返行われてきました。そして、11月20日に衆院内閣委員会で一部修正され可決された国家戦略特区法案の付帯決議の中で「国家戦略特区で実施する事業の成果を早急に全国に広げるため、万全の措置を講じる」と明記されました。国家戦略特区は、予想以上に広範囲が指定される可能性があり、さらに、特区で実施したことを早期に全国レベルに拡大する準備が整ったこととなります。

Q：今我々医師はどのように行動すればいいでしょうか。

A：今までお話ししてきましたように、現在のところ、国家戦略特区の医療に対する良い影響は見てきません。また、規制改革が特区から全国レベルに拡大されると、日本の医療が崩壊の危機に曝されることは間違いありません。国家戦略特区の今後の議論に注目するとともに、日本の医療制度を維持し、さらにより良いものにするための活動を継続する必要があります。

(政策部担当理事 荒木 啓伸)